

第 1 号 議 案

令和4年度京都府一般会計補正予算（第6号）

令和4年度京都府の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,477,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,126,869,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（府債の補正）

第3条 府債の変更は、「第3表府債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表繰越明許費」による。

令和4年9月12日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		182,500,000 ^{千円}	810,500 ^{千円}	183,310,500 ^{千円}
	1 地方交付税	182,500,000	810,500	183,310,500
9 国庫支出金		167,962,119	34,981,500	202,943,619
	1 国庫負担金	43,263,408	1,387,000	44,650,408
	2 国庫補助金	121,930,250	33,594,500	155,524,750
12 繰入金		21,379,706	651,000	22,030,706
	2 基金繰入金	21,302,517	651,000	21,953,517
15 府債		90,899,000	34,000	90,933,000
	1 府債	90,899,000	34,000	90,933,000
歳入合計		1,090,392,000	36,477,000	1,126,869,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		49,974,854 ^{千円}	2,005,000 ^{千円}	51,979,854 ^{千円}
	1 総務管理費	22,566,001	5,000	22,571,001
	6 防災費	1,329,009	2,000,000	3,329,009
3 民生費		180,620,695	3,164,000	183,784,695

	1 社会福祉費	142,524,163	3,154,000	145,678,163
	2 児童福祉費	34,557,631	10,000	34,567,631
4 衛生費		77,352,471	29,474,000	106,826,471
	1 公衆衛生費	20,436,151	8,381,000	28,817,151
	4 医薬費	49,552,866	21,093,000	70,645,866
6 農林水産業費		20,673,689	490,000	21,163,689
	1 農業費	6,049,286	30,000	6,079,286
	2 茶業費	352,802	260,000	612,802
	3 畜産業費	2,005,786	200,000	2,205,786
7 商工費		194,844,016	1,299,000	196,143,016
	1 商工業費	193,770,992	1,299,000	195,069,992
10 教育費		169,257,736	45,000	169,302,736
	8 文化財保護費	2,550,541	45,000	2,595,541
歳出	合計	1,090,392,000	36,477,000	1,126,869,000

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
令和4年度土木総務費	令和4年度から令和5年度まで	200,000
令和4年度道路維持費	令和4年度から令和5年度まで	480,000

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度河川総務費	令和4年度から令和5年度まで	107,000 <small>千円</small>
令和4年度丹後郷土資料館整備推進費	令和4年度から令和6年度まで	130,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 <small>千円</small>	期 間	限 度 額 <small>千円</small>
令和4年度農地防災事業費	令和4年度から令和5年度まで	270,000	令和4年度から令和8年度まで	670,000
令和4年度道路新設改良事業費	令和4年度から令和7年度まで	10,400,000	令和4年度から令和7年度まで	10,929,000
令和4年度橋りょう維持費	令和4年度から令和5年度まで	1,100,000	令和4年度から令和5年度まで	1,330,000
令和4年度橋りょう新設改良事業費	令和4年度から令和6年度まで	1,300,000	令和4年度から令和6年度まで	1,350,000
令和4年度河川改良事業費	令和4年度から令和9年度まで	3,770,000	令和4年度から令和9年度まで	5,233,000
令和4年度砂防事業費	令和4年度から令和5年度まで	600,000	令和4年度から令和5年度まで	720,000
令和4年度海岸保全費	令和4年度から令和5年度まで	100,000	令和4年度から令和5年度まで	133,000
令和4年度街路事業費	令和4年度から令和5年度まで	170,000	令和4年度から令和5年度まで	200,000
令和4年度都市公園事業費	令和4年度から令和5年度まで	200,000	令和4年度から令和5年度まで	358,000

第3表 府債補正

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額 <small>千円</small>	起債の方法	利率 <small>%</small>	償還の方法	限度額 <small>千円</small>	起債の方法	利率 <small>%</small>	償還の方法
丹後郷土資料館整備推進費	—	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	34,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
計	90,899,000				90,933,000			

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 <small>千円</small>
6 農林水産業費	4 農地費	土地改良費	154,000
		農地防災事業費	110,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良費	5,305,000
		橋りょう維持費	740,000
		橋りょう新設改良費	700,000
	3 河川海岸費	河川改良費	1,650,000

款	項	事業名	金額
		砂防費	870,000 ^{千円}
		海岸保全費	50,000
		ダム管理事務所費	90,000
	4 港湾費	港湾建設費	163,000
	5 都市計画費	街路事業費	120,000
	6 公園費	都市公園費	45,000